

春日井市ごみ処理基本計画の施策の実施状況

基本方針1 啓発等によるごみ減量の推進

基本施策1-1 情報発信

【判定区分】 A	: 記載内容の取組を実施している	29件
B	: 記載内容の取組を概ね実施している(一部未実施)	21件
C	: 記載内容の取組を実施していない	9件

番号	具体的施策	内容	判定	実施状況(R1~4年度)	今後の予定(R5~15年度)	担当課
1	ごみ分別アプリの利用推進	収集カレンダーや分別方法の検索機能などを有するスマートフォン用ごみ分別アプリの普及促進を図るとともに、通知機能などによる啓発を行います。	A	○各種講座やイベント等を通じてアプリを周知し、利用者数が約2万8千人増加(H30年度末:5,669人→R4年度末:33,577人) ○外国語版として英語、ポルトガル語、中国語のほか、ベトナム語を追加(R2年度) ○通知機能を活用して発火性危険物の分別等を啓発	○ホームページ上でごみの分別検索等ができるよう、ごみ分別アプリのWeb版を導入(R5年度)	ごみ減量推進課
2	啓発施設の活性化	エコメッセ春日井に展示してある再利用子ども服や再利用家具などリユース部門や講座内容を見直し、施設全体の活性化を図ります。	B	○R2・3年度は新型コロナウイルス感染防止対策として一時的に閉館、制限をしながらの講座開催となり来館数や講座回数が減少したが、R4年度は講座57回、展示24回等、来館者数が増加	継続	クリーンセンター
3	「ごみの現状」「清掃事業概要」の作成と公表	当市におけるごみ処理の内容について、毎年度報告書を作成し、情報を公表します。	A	○「ごみの現状」と「清掃事業概要」を毎年度作成し、情報コーナーやホームページにて公開	継続	ごみ減量推進課
4	社会科副読本「くらしとごみ」の配布	小学生のときからごみ減量と分別意識を培うことを目的に作成し、小学4年生全員に配布します。	A	○「くらしとごみ」を毎年度作成し、小学4年生全員に配布 ○子ども広報(R5年春号)において発火性危険物やごみ分別について特集記事を掲載(R4年度)	継続	ごみ減量推進課
5	環境カレンダー、資源・ごみの出し方便利帳、品目別一覧の配布	ごみ出しマナーと適正なごみの分別・排出を啓発するため、分別区分やごみを出す日等を記載した冊子を配布します。	A	○環境カレンダーを毎年度作成し、12月号広報に併せて全戸配布 ○金属類(発火性危険物)用指定袋(赤色)の導入に合わせて「資源・ごみの出し方便利帳」と「品目別一覧」を改訂し、便利帳を全戸配布(R3年度)	○分別区分の見直し等に合わせて便利帳や品目別一覧を改訂し、市民へ配布	ごみ減量推進課

基本施策1-2 啓発

番号	具体的施策	内容	判定	実施状況(R1~4年度)	今後の予定(R5~15年度)	担当課
1	子ども環境アカデミー	ごみの分別、資源のリサイクルなど様々な環境問題に家族ぐるみで関心を持ってもらうため、子どもとその保護者を対象とした環境教育講座を行います。	A	○小学4~6年生とその保護者を対象に実施 R1年度:小学生24名、保護者20名 R2年度:新型コロナウイルス感染防止のため中止 R3年度:小学生16名、保護者15名 R4年度:小学生16名、保護者15名	継続	環境政策課
2	ごみ収集体験	中学校の生徒に対し、就業体験の一環としてごみ収集を体験する場を提供します。	C	○収集体験実績 0件(R5年3月31日時点)	○要望により随時受入を実施	清掃事業所
3	表彰	事業者、個人でごみの減量に取り組んでいる人、事業者や団体を表彰します。	A	○市民環境フォーラムにおいて表彰式を実施(延べ6名、8団体を表彰)	継続	環境政策課
4	「青空教室」の実施	保育園、幼稚園の園児に対して、ごみのリサイクルへの関心を高めるため、塵芥収集車を使用し、ごみの分別等の環境教育を実施します。また、市内小学校4年生対象の社会科の授業で、社会参加への第一歩となる適切なごみの分別、排出を学ぶため、社会科副読本「くらしとごみ」を用いて環境教育を実施します。	A	○保育園・幼稚園等園児、小学4年生を対象に青空教室を実施 R1年度:園児51園2,187人、児童37校2,900人 R2年度:園児15園 860人、児童34校2,782人 R3年度:園児36園1,579人、児童34校2,528人 R4年度:園児47園1,941人、児童37校2,859人	継続	ごみ減量推進課 清掃事業所
5	生ごみ減量推進講座	生ごみ減量を目的として、生ごみ堆肥化講座を開催するとともに、市民団体等が実施する各講座において、ごみの減量、分別について啓発を行います。	A	○レディヤンかすがいや植物園里山まつりのほか、R4年度から無印良品と連携してイースス春日井において生ごみ減量講座(ぼかし作り)を実施 R1年度:2回(消費生活展、里山まつり)43人 R2年度:1回(里山まつり)23人 R3年度:1回(レディヤン)12人 R4年度:3回(無印良品2回、レディヤン)47人	継続	ごみ減量推進課
6	施設見学、イベント・講座の活用	クリーンセンター内のごみの焼却・破碎処理や資源の選別・梱包作業等の見学を通して、正しいごみ・資源分別の啓発等の講座、再利用販売、フリーマーケット等のイベントから3Rの普及に努めます。	B	○R2・3年度は新型コロナウイルス感染防止対策として一時的に閉館、イベントは中止となったが、感染防止対策として小学4年生の施設見学をDVD貸出に変更、再利用販売も抽選後連絡するなどの対策をして継続	○再利用販売、講座等を継続 ○クリーンセンター施設再整備等により敷地利用に制限がかかるため、フリーマーケット、エコメッセフェスタは工事終了まで中止	クリーンセンター
7	出前講座の推進	事業者や町内会等、老人クラブ等の団体に対して、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図るため、各団体の要望に応じた講座(説明会)を行います。	A	○事業者や高齢者サロン等の団体からの依頼に応じて出前講座を実施 R1年度:4回 270人 R2年度:0回 R3年度:11回 315人 R4年度:3回 81人 ○R3年度からささえ愛センターの日本語教室に通う外国人を対象にごみの分別方法に関する講座を開始 R3年度:6回 30人 R4年度:2回 37人	継続	ごみ減量推進課

基本方針2 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進

基本施策2-1 家庭系ごみの減量

番号	具体的施策	内容	判定	実施状況(R1~4年度)	今後の予定(R5~15年度)	担当課
1	新たな収集方式等の調査、検討	新たな収集方式として戸別収集や拠点回収の強化などについて収集方法、費用を検討します。また、ごみステーションの在り方について、調査し、研究していきます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ○神奈川県藤沢市環境事業センター、東京都中野区清掃事務所、東京都豊島区豊島清掃事務所を視察(R1年度) ○直営の一部で2名乗車による収集を開始(R3年度) ○石尾台1丁目地区で戸別収集の実証実験を実施(R4年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○直営の全域で2名乗車を開始(R6年度) ○戸別収集の実証実験の結果、戸別収集は経費増等の問題点があるため、戸別収集は当面導入せず、ごみステーション収集を継続 	ごみ減量推進課 清掃事業所
2	指定袋の規格等の見直し	指定袋について、破れにくい素材への変更や厚みを変更するなど、規定の見直しを行います。	B	<ul style="list-style-type: none"> ○金属類(発火性危険物)用指定袋(赤色)を導入(R3年度) ○環境負荷の少ないバイオマス素材を配合した指定袋の製造を認めるよう要綱を改正(R3年度) 	○プラスチック資源の一括収集に伴う指定袋の見直しやバイオマス素材の配合等について検討	ごみ減量推進課
3	家庭用生ごみ処理機の購入費補助	現在の家庭用生ごみ処理機の補助に加えて、対象機器を拡充し、今後もより一層生ごみの減量化を進めていきます。	A	<ul style="list-style-type: none"> ○密閉容器やコンポストなど攪拌機能のない生ごみ処理機も補助対象に追加(R2年度) ○交付実績 R1年度:46件 772,200円 R2年度:63件 689,900円 R3年度:110件 1,262,900円 R4年度:87件 965,900円 	継続	ごみ減量推進課

基本施策2-2 事業系ごみの減量

番号	具体的施策	内容	判定	実施状況(R1~4年度)	今後の予定(R5~15年度)	担当課
1	市役所発信！ごみ減量月間	啓発月に市役所から排出される紙ごみ等を減らすための施策を提案します。	B	○市役所の紙ごみを減らす業務改善運動を実施	継続	ごみ減量推進課
2	食べきりキャンペーンの実施	飲食店と協力して、少なめメニューを作成するなど外食時にできるだけ食べ残さないよう啓発を行います。	B	○3010運動のポスター・チラシによる啓発を実施 ○愛知県による食品ロス実態調査を実施(R1年度)	○10月の食品ロス削減月間等におけるSNS等での啓発を実施	ごみ減量推進課
3	多量排出事業者指導	多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示できるよう条例等を整備します。	B	○市内事業者の一般廃棄物排出量を調査し、多量排出事業者を把握(R2年度) ○紙ごみの多量排出事業者を訪問し、ごみの減量や資源化を啓発(R3年度)	○食品廃棄物等の多量排出事業者に対してリサイクル施設への搬入を啓発	ごみ減量推進課
4	レジ袋削減の推進	スーパーやドラッグストアに加えて、新たな取組み事業者と協定を締結していきます。	B	○R2年7月から容器包装リサイクル法によるレジ袋有料化が開始 ○レジ袋削減に関する協定に基づき事業者等によるマイバック促進等の啓発を実施(協定締結事業者数13事業者25店舗(R4年度末時点))	継続	ごみ減量推進課
5	ごみ減量3R推進事業所認定制度	ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定し、その事業所の取組みを広く紹介することで、市民や事業者のごみの減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図ります。	A	○ホームページで認定事業所の取組や制度を周知(認定事業所数9事業所(R4年度末時点))	継続	ごみ減量推進課
6	適正搬入指導(収集運搬許可業者)	クリーンセンター搬入時に、産業廃棄物や資源等の混入を防止するため、ごみ検査を実施し、適正搬入の推進と分別方法の指導等、搬入指導を行います。	A	○クリーンセンターにおけるごみ検査を実施 R1年度:4回 R2・3年度:新型コロナウイルス感染防止のため未実施 R4年度:3回	継続	ごみ減量推進課
7	適正排出指導(排出事業者)	市内事業者に対し、適正な分別方法や、ごみステーションには排出できないことなどについて、訪問指導を実施します。	A	○収集員等の情報に基づき不適切な排出事業者に対する訪問指導を実施	継続	ごみ減量推進課
8	拡大生産者責任の啓発	市内事業者に対し、拡大生産者責任の考え方に即して、より環境負荷の少ない製品の使用や過剰包装などの削減に努めるよう啓発していきます。	A	○事業者に対する出前講座や市ホームページ等により、環境負荷の少ない製品の使用や過剰包装などの削減に努めるよう啓発を実施	継続	ごみ減量推進課
9	リユース容器活用の促進	市内で開催される祭りやイベントにおいて、使い捨て容器の排出を抑制するために、陶器などリユース容器を積極的に活用するよう主催者や参加者へ呼びかけします。	C	未実施(新型コロナの影響によりイベントの中止やイベント内飲食が自粛されていたため)	○新型コロナの感染拡大状況を勘案して実施	ごみ減量推進課
10	グリーン購入の推進	当市が調達する物品及びサービスに関して、環境に負荷の少ない製品及びサービスの調達の推進を率先して実施します。	A	○環境負荷の少ない製品・サービスを調達 R1年度:数量ベース 84.1%、金額ベース 84.4% R2年度:数量ベース 86.7%、金額ベース 83.2% R3年度:数量ベース 82.8%、金額ベース 81.3% R4年度:数量ベース 集計中、金額ベース 集計中	継続	環境政策課

基本施策2-3 資源化の促進

番号	具体的施策	内容	判定	実施状況(R1~4年度)	今後の予定(R5~15年度)	担当課
1	資源の拠点回収	希少金属を使用している携帯電話などの情報端末、デジタルカメラなどの小型家電を公共施設等で拠点回収します。また、資源回収強化月間を創設し周知に努め、市や地元のみつりなどのイベントの開催時に、資源を回収する特設エリアを設置します。	B	○愛知県電機商業組合春日井支部と協定を締結し、市内11店舗の家電販売店の店頭に小型家電回収ボックスを設置(R2年度) ○公共施設に小型家電回収ボックスを設置(R3年度)	○イベントでの資源回収を実施	ごみ減量推進課
2	食品廃棄物の有効利用	学校給食等で廃棄される食品廃棄物について、近隣地にあるバイオガス発電施設の有効活用方法を検討し、事業系一般廃棄物の削減を図ります。	B	○バイオガス発電施設の情報収集を実施(R5年2月に近隣市でバイオガス発電施設開業)	○食品廃棄物排出者に対してリサイクル施設への搬入を啓発	ごみ減量推進課
3	効率的なエネルギーの回収	老朽化が進んでいる焼却施設のあり方について、廃棄物の燃料化等、効率的な熱エネルギーの回収により、光熱水費の削減を検討します。	A	○ごみ焼却による発電を実施 R1年度:28,300千kWh R2年度:30,224千kWh R3年度:30,022千kWh R4年度:31,871千kWh	継続	クリーンセンター
4	生ごみのバイオガス化の促進	生ごみは水気を多く含み、焼却にコストがかかるため、事業者が食品リサイクル施設へ搬入するよう促すことで、バイオガス化を推進します。	A	○食廃棄物排出者に対してリサイクル施設への搬入を啓発	継続	ごみ減量推進課
5	廃食油のリサイクル	植物性廃食用油を拠点収集し、塵芥収集車に使用するバイオディーゼル燃料を始めとして、新たな燃料のリサイクル、リユースを検討します。	B	○公共施設18か所で廃食油を拠点回収し、精製後にパッカー車やダンプの燃料として使用	○廃食油の効果的なリサイクル方法を検討	ごみ減量推進課
6	金属類(小型家電を含む)の資源化	小型家電やガスレンジなどの金属類を資源化するため、中間処理の必要性や収集品目を見直します。	A	○金属類(発火性危険物)用指定袋(赤色)を導入するとともに、収集物を分別する中間処理を導入し、分別物ごとに適正に処理を実施(R3年度)	継続	ごみ減量推進課
7	焼却灰リサイクルの推進	焼却灰をセメント原料としてリサイクルすることにより、最終処分場の延命と資源化の推進を図ります。	A	○焼却灰をセメント原料としてリサイクル実施 R1年度:2,994t R2年度:2,999t R3年度:2,998t R4年度:3,002t	継続	クリーンセンター
8	雑がみの分別	燃やせるごみの約4割を占める紙・布類のうち、雑がみの資源化を推進するために、雑がみの分別収集を周知するとともに、排出しやすい方法を検討します。	B	○各種講座やイベントにおいて雑がみ回収袋を配付し、雑がみの分別を啓発	○雑がみ回収袋の配布等による啓発を行うほか、より排出しやすい方法を検討	ごみ減量推進課
9	資源回収団体奨励金交付制度	ごみ減量と再生利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、適正に回収活動を行う団体へ奨励金を交付します。また、更なる促進を目指して、金額についても検討します。	B	○資源回収団体の収集量に応じて奨励金を交付 R1年度:144団体 1,942t 9,711,342円 R2年度:95団体 744t 3,721,714円 R3年度:105団体 760t 3,801,017円 R4年度:94団体 769t 3,846,667円	○一旦廃止を決定したものの、今後のあり方を検討中(R5年度)	ごみ減量推進課
10	除草・剪定枝の有効利用	剪定、除草作業から発生する樹木や草を堆肥化等による資源化が可能かどうか、事業者の調査を行い、有効利用方法を検討します。	A	○除草・剪定枝の排出事業者等に対して、樹木や草を堆肥化・バイオ燃料化できる再生事業者を紹介	継続	ごみ減量推進課

基本施策2-4 適正なごみ分別の推進

番号	具体的施策	内容	判定	実施状況(R1~4年度)	今後の予定(R5~15年度)	担当課
1	危険物の収集体制の整備	ライター、カセットボンベなど発火ごみの収集方法について、収集から処分までの方法を検討します。	A	○金属類(発火性危険物)用指定袋(赤色)を導入するとともに、収集物を分別する中間処理を導入し、分別物ごとに適正に処理を実施(R3年度)	継続	ごみ減量推進課
2	転入者への啓発	当市のごみの分別ルールなど知識が少ない転入者に対して、環境カレンダーを受け取りやすい環境づくりに努めます。	A	○転入者等に対する環境カレンダーや便利帳の配付場所として、ごみ減量推進課や各出先機関のほか、市役所2階情報コーナーを追加(R1年度)	継続	ごみ減量推進課
3	水銀製品の適正回収	水銀の適正処理を行うため、家庭から排出される蛍光管などについて、分別区分を検討します。	B	○公共施設における蛍光管の拠点回収を開始(R1年度)	○回収状況を注視し、分別区分を検討	ごみ減量推進課
4	ごみ排出指導	ごみ出しマナーの向上を図るため、ごみステーションの立ち番指導、町内会、集合住宅等への説明会を開催していきます。	A	○ごみ出しマナーの悪いごみステーションにおける立ち番指導や啓発看板の設置、周辺へのチラシ配布等を実施 ○町内会等の団体からの依頼に応じてごみの分別方法等の出前講座を実施(延べ18回666人)	継続	ごみ減量推進課
5	外国人向け排出指導	外国人に向け、外国語のパンフレットを作成するほか、英語、中国語、ポルトガル語に対応しているアプリ「さんあ〜る」の周知に努め、ごみの出し方などを周知していきます。	A	○ごみ分別アプリの外国語版として英語、ポルトガル語、中国語のほか、ベトナム語を追加(R2年度) ○外国人向け分別チラシや環境カレンダーを作成・配布 ○R3年度からささえ愛センターの日本語教室に通う外国人を対象にごみの分別方法に関する講座を開始(延べ8回67人)	継続	ごみ減量推進課
6	さわやか収集	家庭ごみの持ち出しができない方を対象にさわやか収集を行っています。今後は福祉関係部門と連携し、総合的な高齢化対策として、さわやか収集のあり方について拡充を検討します。	B	○さわやか収集を実施 R1年度末:247世帯 R2年度末:253世帯 R3年度末:287世帯 R4年度末:303世帯 ○狭あい道路に住む利用者に対応するため、軽ダンプ車で収集を行うコースを編成(R3年度)	○利用件数の増加に対応するため、R5年度に軽ダンプ車を3台導入し、コースを増加予定 ○さわやか収集の申請者の増加が予想されるため、対象要件や収集体制等の調査検討を実施	清掃事業所

基本方針3 効率的なごみ処理による低コスト化

基本施策3-1 ごみ処理コスト削減

番号	具体的施策	内容	判定	実施状況(R1~4年度)	今後の予定(R5~15年度)	担当課
1	収集区分の見直し	ごみの収集区分を見直し、収集作業の効率化を図ります。	C	未実施(先進自治体等を調査)	○ごみの収集区分や環境カレンダー地区(17地区)の見直しを検討	ごみ減量推進課
2	事業系一般廃棄物の資源化施設への搬入推進	クリーンセンターに持ち込まれる事業系一般廃棄物を民間の資源化施設へ搬入するよう指導することでクリーンセンターでの処理量を減らします。	B	○クリーンセンターにおけるごみ検査を実施し、資源化施設への搬入を指導 R1年度:4回 R2・3年度:新型コロナの影響により未実施 R4年度:3回	継続	ごみ減量推進課
3	ごみの質・量の検査	ごみの量、質の変化を定期的に調査し、統計的に管理します。	A	○ごみ質測定を実施(可燃ごみ年4回以上、破碎不燃ごみ年2回)し、年報を作成	継続	クリーンセンター

基本施策3-2 収集運搬経費の削減

番号	具体的施策	内容	判定	実施状況(R1~4年度)	今後の予定(R5~15年度)	担当課
1	収集・運搬の委託化	新たな資源分別収集、ごみ・資源の排出量、収集・運搬経費、直営の収集体制及び災害時の対応等を総合的に検証し、効率的な委託化を進めます。	B	○収集員の減少による新たな収集体制を構築(R2~4年度)	○直営収集員の減少と高齢化に対応するとともに、クリーンセンター整備に伴う市外搬出や災害対応を踏まえた最適な収集体制の構築を進める ○プラスチック資源の一括収集に向けて効率的な収集運搬方法を検討	ごみ減量推進課 清掃事業所

基本施策3-3 適正なごみ処理費用の徴収

番号	具体的施策	内容	判定	実施状況(R1~4年度)	今後の予定(R5~15年度)	担当課
1	粗大ごみ処理手数料等の改定	粗大ごみとして収集する大きさ、手数料等について検討します。また自宅内などから粗大ごみを運び出せない人への運び出しサービスを検討します。	B	○粗大ごみの条件や手数料、運び出しサービスなどの状況について情報収集を実施(R1年度) ○粗大ごみの計上方法の見直しを実施(R3年度)	○粗大ごみ運び出しサービスの対象要件、収集体制、安全性確保、手数料徴収の有無を検討	清掃事業所
2	ごみ処理手数料の適正化	排出者に対して、ごみ処理費用の適正な負担を求め、また市外ごみの持込みを防止するため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、近隣市町村の状況を調査し、ごみ処理手数料の適正化を検討するとともに、必要に応じて改定を行います。	B	○家庭系一般廃棄物処理手数料を改定(R3年度)	○引き続きごみ処理手数料の適正化を検討し、事業系一般廃棄物についても必要に応じて改定を実施	ごみ減量推進課
3	家庭系ごみの有料化の調査・研究	経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、ごみ減量意識の高揚等の効果がある家庭系ごみの有料化(指定ごみ袋の有料化など)の導入について、調査・研究していきます。	B	○他市の状況を情報収集	○引き続き調査研究を実施	ごみ減量推進課

基本方針4 安全で安定的な処理施設の確保

基本施策4-1 施設の整備

番号	具体的施策	内容	判定	実施状況(R1~4年度)	今後の予定(R5~15年度)	担当課
1	施設事業手法の検討	PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）手法による効率的な事業手法を検討します。	C	未実施	○検討を実施	ごみ減量推進課 クリーンセンター
2	クリーンセンター整備	施設規模や処理対象物など、施設のあり方について検討を行い、施設の老朽化に伴う、第1工場、第2工場の施設修繕を行います。	B	○費用対効果を算出・分析し、第2工場の整備方針を基幹的設備改良工事に決定(R3年度) ○基幹的設備改良工事により焼却能力が増強されるため、2工場体制から1工場体制への移行を決定 ○安定操業を継続するための修繕を実施	○第2工場基幹的設備改良工事(R5~8年度) ○第1工場解体工事(R9~10年度)	ごみ減量推進課 クリーンセンター
3	最終処分場の安全な運営	2017（平成29）年度から使用している最終処分場をより安全に長く使用するため、危機管理体制の見直しや修繕などを計画的に行います。	A	○安定操業を継続するための修繕を実施	継続	ごみ減量推進課 クリーンセンター
4	適正な施設の維持管理	各処理施設の稼働年数を踏まえたうえで、施設の中長期修繕計画に基づき、各機器の機能診断を行い、適正な維持管理を行います。	A	○今後5年間の中長期修繕計画を毎年作成 ○3年に1度設備の精密機能点検業務委託を実施(第1工場:R3年度実施、第2工場:R1、R4年度実施)	継続	ごみ減量推進課 クリーンセンター
5	災害対策体制	地震災害、風水害時の災害廃棄物については、生活環境に支障が生じないよう収集・処理を行うため、地域防災計画に基づき、施設機能の回復と収集体制の確保を図るとともに、適正なごみ処理に努めます。また、施設ごとに業務継続計画（BCP）の作成や処理施設を点検、修復、復旧するためのマニュアルを整備するとともに、机上訓練、実施訓練を行い、災害時の対応体制を整えます。	A	○春日井市クリーンセンター防災手順書に基づき、実施訓練を毎年実施	継続	ごみ減量推進課 クリーンセンター

基本施策4-2 ごみ行政に関する国・県の施策

番号	具体的施策	内容	判定	実施状況(R1~4年度)	今後の予定(R5~15年度)	担当課
1	国・県等の情報収集	ごみ処理施設の修繕、整備等の交付事業や最新のごみ処理技術を調査・研究し、その活用について検討していきます。	A	○クリーンセンター施設再整備において循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用 ○機関誌等による情報収集を実施	○今後の整備において利用できる交付金等を調査し、最大限に活用する	ごみ減量推進課 クリーンセンター